

ストレスチェック 50人未満も義務化

参加
無料



11.20 (木)

17:15-17:45



令和7年の労働安全衛生法改正に伴い、50人未満の事業所もストレスチェックが義務化されることになりました。制度を解説します。



お申込みはこちら▼

Zoom Webinar
<https://us02web.zoom.us/j/84672747410>



講師 中部 剛

社会保険労務士

兵庫働き方改革推進支援センター

〒651-0085

神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル4階

0120-79-1149

受付時間 9:00-17:00

